

## 研修における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策検討上のポイント

### 1 講義の遠隔化

#### (1) 対象となる研修実施形態

講義（演習と併せて実施されるものを除く）

#### (2) 方法

次に掲げる例による講義の映像化等による遠隔化。

ア 都道府県の実施する講義の同時中継（ライブ配信）

イ 都道府県の実施した講義を録画したDVD等メディアの配布又はオンデマンド配信

ウ 都道府県が実施しようとする講義を映像化したメディアの配布又はオンデマンド配信

エ 遠隔教育システム等を活用した講義の実施。

#### (3) 留意点

ア 視聴（受講）確認及び効果測定を各科目毎に何らかの方法で実施すること。

（例）各科目のレポートの提出、確認テストの実施

イ 遠隔教育に依らない場合と同一の内容で実施すること。

### 2 演習の小規模化・分散化

#### (1) 対象となる研修実施形態

演習

#### (2) 方法

会場を市町村や障害保健福祉圏域等の地域に分散させ、規模を小規模化して開催する。

#### (3) 留意点

ア 指導者（※）を必ず配置すること。

※国が行う相談支援従事者指導者養成研修を修了した者又は今後都道府県が受講の推薦を予定する者。研修実施地域での業務に従事する主任相談支援専門員等であることがなお望ましい。

イ 小規模化・分散化されたそれぞれの研修の間に差が生じないように、以下の取組を行うこと。

① 研修のシラバスや講師用指導案、使用する教材・副教材等は指導者が理解促進のために補助的に使用するものを除き、共通のものとする。

② 研修を管理運営する者及び研修全体を統括する指導者は演習講師等の指導や助言を行うほか、研修の内容や方法が統一的なものとなるような工夫を行うこと。

ウ 演習を実施するグループを構成する受講者数は必要最低限度の人数を単位

とすること。

(参考：平成30年度及び令和元年度の相談支援従事者指導者養成研修等においては6名を1つの単位とすることが望ましいと伝達している。)

エ 演習は、グループでの受講者の能動的参加型学習(アクティブラーニング)の方法により、対面で実施することが望ましいが、以下のすべての要件を満たす場合は、遠隔化しても差し支えない。

- ① カリキュラム及び内容が遠隔以外の方法に依るものと同等であること。
- ② 演習では、グループ(受講生同士)によるリアルタイムでの討議を行うことなど受講生全員による参加型の学習が可能な方法を採用すること。
- ③ 演習では、講師による受講生へのリアルタイムのフィードバックを行うこと。
- ④ 演習を実施するグループを構成する受講者数は、上記ウ同様、必要最低限度の人数を単位とすること。
- ⑤ 担当する講師又は事務局等が、受講生の演習への積極的参加を促し、その点について評価を行うこと(遠隔教育の場に接続されていることのみをもって受講を認定することなく、演習に参加していたかどうかに基づく修了評価を行うこと。)

### 3 研修を実施する際の感染症対策

準備時及び当日の運営に際しては、以下に留意すること。

集合形式による研修を実施する際は、別紙「密」を避けて外出しましょう!」を踏まえ、「換気が悪い密閉空間」、「多数集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密接場面」を避ける等の対応を徹底してください。

#### (1) 準備時の留意点

- ア 換気可能かつ十分な広さの会場の確保
- イ 受講生及び講師・職員への研修当日の検温の実施や体調不良の場合は欠席することを徹底するよう事前周知
- ウ 受講生及び講師・職員への会場でのマスク着用の励行の事前周知

#### (2) 研修会場設営及び運営上の留意点

- ア 人同士の距離を確保した会場設営
- イ 会場入口等での消毒液等の設置やうがい等の促し
- ウ 研修会場入口での受講生及び講師・職員への体調確認の実施
- エ 会場でのマスク着用の励行
- オ 会場での定期的な換気の実施

○その他感染症拡大防止対策のため下記を参考とすること。

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年5月4日一部変更)
- ・「3つの密を避けましょう」(令和2年3月28日) ※別紙

- ・新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_newlifestyle.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)
- ・その他新型コロナウイルス感染症については、厚生労働省の下記 web ページを始め最新の情報の収集やその活用にも努めること。
  - 参考サイト「新型コロナウイルス感染症について(厚生労働省)」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

#### 4 その他

##### (1) 相談支援従事者初任者研修における実習実施時の留意点

ア 実習では、実際に即した業務を体験することが望ましいことから、基準省令をはじめ法令等に規定する内容を遵守した方法でサービス等利用計画作成の一連の流れを体験することが推奨される。しかし、感染拡大防止対策のため、訪問等の対面によるものについては、電話・メール等の方法に変更するなどの対策を状況に応じて検討すること。

- 参考サイト「障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について」(厚生労働省)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00097.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html)

イ 実習の指導等を受けるにあたっては、対面による方法が望ましいが、感染拡大防止のため、電話・メール等の方法によることも検討すること。

※ その他の研修において実習を課す場合の留意点も同様。